

政令第 号

自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律（平成十九年法律第号）の施行に伴い、並びに同法附則第八条及び国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第五条の二第二項第七号の規定に基づき、この政令を制定する。

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第一条 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の二に次の一号を加える。

三十六 自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律（平成十九年法律第

号）附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員とし

ての引き続いた在職期間とみなされる自動車検査独立行政法人の職員としての在職期間

（独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部改正）

第二条 独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）の一部を次のように改正する。

別表自動車検査独立行政法人の項中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改める。

（国家公務員退職手当法施行令の適用に関する経過措置）

第三条 自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律の施行前に自動車検査独立行政法人を退職した者に関する国家公務員退職手当法施行令第十条の規定の適用については、同条中「当該特定独立行政法人」とあるのは、「自動車検査独立行政法人」とする。

附 則

この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

理由

自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係政令の整備を行うとともに、国家公務員退職手当法施行令の適用に関し所要の経過措置を定める必要があるからである。